**野菜生産出荷安定法施行規則第8条の規定に基づき、農林水産大臣が定める**

**野菜を定める件**

　平成15年10月1日付け農林水産省告示第1535号

野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）第8条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める野菜を次のように定める。

農林水産大臣　亀井　善之

ししとうがらし（高知県の区域内で生産されるものに限る。）、わけぎ（広島県の区域内で生産されるものに限る。）及びらっきょう（鳥取県、宮崎県及び鹿児島県の区域内で生産されるものに限る。）

平成16年4月1日付け農林水産省告示第899号

野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）第8条の規定に基づき、平成15年10月1日農林水産省告示第1535号（野菜生産出荷安定法施行規則の規定に基づき特にその供給の安定を図る必要がある野菜として農林水産大臣が定めた件）の一部を次のように改正する。

　農林水産大臣　亀井　善之

「わけぎ（広島県の区域内で生産されるものに限る。）及び」を「わけぎ（広島県の区域内で生産されるものに限る。）、」に改め、「らっきょう（鳥取県、宮崎県及び鹿児島県の区域内で生産されるものに限る。）」の次に「及びにがうり（熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内で生産されるものに限る。）」を加える。

平成18年3月31日付け農林水産省告示第509号

野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）第8条の規定に基づき、平成15年10月1日農林水産省告示第1535号（野菜生産出荷安定法施行規則の規定に基づき、農林水産大臣が定める野菜を定める件）の一部を次のように改正する。

農林水産大臣　中川　昭一

「及びにがうり」を「、にがうり」に改め、「（沖縄県の区域内で生産されるものに限る。）」の下に「及びオクラ（高知県、鹿児島県及び沖縄県の区域内で生産されるものに限る。）」を加える。

平成24年４月６日付け農林水産省告示第934号

　野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）第８条の規定に基づき、平成15年10月１日農林水産省告示第1535号（野菜生産出荷安定法施行規則第８条の規定に基づき、農林水産大臣が定める野菜を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

　　　　 　　　 農林水産大臣　鹿野　道彦

　「及びオクラ」を「、オクラ」に改め、「高知県、鹿児島県及び沖縄県の区域内で生産されるものに限る。）」の下に「及びみょうが（高知県の区域内で生産されるものに限る。）」を加える。